

益城町 介護保険事業者における事故報告ガイドライン

令和3年12月作成
益城町役場 介護保険係

1. ガイドライン作成の目的

介護サービス提供時に発生した事故等について、介護サービス事業者の事故に対する適切な対応の確保や再発防止策の検討などについて、運営基準に基づき行う連絡の手順を明らかにし、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2. 事故等が発生した場合の連絡の手順

(1) 救護等の対応

(2) 利用者の家族等へ連絡

利用者に係る居宅介護支援事業所その他関係機関等への連絡

(3) 利用者の保険者たる市町村へ報告

※感染症、食中毒の場合は管轄の保健所にも報告すること。

※本町に所在する施設において、保険者が他自治体である場合は双方へ報告すること。

【本町への報告手順】

① 第一報は、電話等により速やかに行うよう努める。

② 第一報後の経過については、適宜連絡を行う。

③ 事故発生後の当面の対応が済み次第、別紙「事故報告書」により事故の報告を行う。

※提出は、メール、持参、郵送のいずれかによること。

3. 報告の対象とする事故の範囲

(1) サービス提供（送迎中を含む）による利用者の事故等

ア. 事業者側の過失や責任の有無に関わらず、利用者が死亡または医療機関での治療を要する程度の状態に至った場合

イ. 利用者等とトラブルが発生することが予測される場合及び事業者側が見舞金や賠償金を支払う場合

(2) 感染症、食中毒の集団発生

(3) 火災・震災・風水害等により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあったもの

(4) 利用者の離脱（徘徊、行方不明）

ア. 行方不明後速やかに発見できなかった場合

イ. 警察に捜索願を届け出た場合

(5) 施設(事業所)の体制の問題、職員(従業員)の法令違反・不祥事事件等により、利用者の処遇に影響があったもの ⇒けが等がなくても報告すること。

- ア. 利用者、家族等の個人情報等漏洩
- イ. 利用者からの預かり金の着服や横領
- ウ. 誤嚥、誤薬
- エ. やけど
- オ. 送迎中の事故 等

4. その他留意事項

- (1) 事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- (3) 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。
- (4) 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。